

## 居宅介護支援契約書兼重要事項説明・同意書

\_\_\_\_\_（以下、「利用者」といいます。）と一般財団法人長岡記念財団 居宅介護支援事業所アゼリア（以下、「事業所」といいます。）は、居宅介護支援について、次のとおり契約します。

### （契約の目的）

第1条 事業所は、利用者の委託を受け、介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切な指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整、その他の便宜を図ります。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、20\_\_年\_\_月\_\_日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。なお、契約期間満了日の7日前までに利用者から事業所に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されることとし、以後も同様とします。

### （居宅介護支援の担当者）

第3条 事業所は、居宅介護支援の担当者（以下、「担当者」という）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。

- 2 事業所は、担当者を選任し、または変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業所側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業所は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導します。

### （居宅サービス計画の作成）

第4条 事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者はその選択において複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。利用者はその原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等について、その選定理由を求めることができます。
- (4) 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容を説明し、利用者の同意を受けます。

- (5) その他、事業所の介護支援専門員および担当職員により居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(居宅サービス計画作成後の支援)

第5条 事業所は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める居宅介護支援を行います。

- (1) 利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定更新申請等必要な援助を行います。
- (4) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または介護支援専門員が計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(介護保険施設の紹介)

第6条 事業所は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設への紹介その他の必要な支援を行います。

(利用料金)

第7条 事業所の提供する居宅介護支援に関する利用料金は重要事項説明書のとおりです。

(事業所の義務)

第8条 事業所は、居宅介護支援の実施に関する記録を作成し、利用終了後5年間保管し、利用者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、写しを交付するものとします。

2. 事業所は、保有する利用者およびその家族の個人情報に関して、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、自主的な体制の確立と安全性の確保を整備します。また、個人情報に関する関係法令を遵守し、個人情報の保護を図ります。

(守秘義務)

第9条 事業所および事業所従事者は、居宅介護支援を実施するうえで知り得た利用者またはその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、次の各号に掲げる情報提供は、利用者及びその親族の代表者の書面による同意（個人情報の利用に関する同意書）を得て、行うこととします。

- (1) 介護保険サービスの利用のための市町村、指定居宅サービス事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、または適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

居宅サービス事業者等から提供される利用者に係る服薬や口腔その他心身または生活状況に係る情報のうち、主治の医師もしくは歯科医師、または薬剤師に伝達が必要と認めるものも含まれます。

- (2) 介護保険サービスの向上のため、学会、研究会等で行う事例研究発表等。そ

の場合、利用者個人を特定できないよう匿名にして使用します。

2. 前項に掲げる事項は、本契約が終了した場合も同様とします。

(損害賠償)

第10条 事業所は、本契約に基づく居宅介護支援の実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について、賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、利用者にも故意または重大な過失が認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じることができるものとします。

(契約の終了)

第11条 事業所は、利用者が以下の事項に該当した場合には、本契約を解除・解約または自動的に終了することができます。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が要介護認定で非該当または要支援と認定された場合
- (3) 利用者が介護保険施設に入院または入所した場合
- (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- (5) 利用者が、事業所や事業所従事者等に対して、本契約を継続しがたいほどの行為をした場合

2. 利用者は、事業所に対し契約終了希望日の7日前までに文書にて通知し、随時本契約を解約することができます。

(苦情対応)

第12条 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業所、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

3 事業所は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

(協議事項)

第13条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は利用者と誠意をもって協議するものとします。

## 居宅介護支援事業所アゼリア重要事項説明書

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 075-957-1112 (年中無休・24時間体制)

担当の介護支援専門員

\*不明な点は、なんでもお尋ねください。

\*お急ぎの場合は時間外でも連絡ください。

### 2. 居宅介護支援事業所アゼリアの概要

#### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所アゼリア
所在地	京都府長岡京市友岡4丁目114番地
介護保険指定番号	2653080016
サービスを提供する地域	長岡京市、大山崎町

\*上記以外の地域の方でもご希望の方は相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制

	人数	業務内容
管 理 者	1名(兼務)	事業所管理
主任介護支援専門員	1名	ケアプラン作成など相談業務 介護支援専門員に対する指導・助言
介護支援専門員	3名	ケアプラン作成など相談業務

#### (3) 営業日等

月曜～土曜	午前8:30～午後5:00
休業日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)

※ ただし、連絡は年中無休・24時間体制です。

#### (4) 同事業所の介護支援専門員が直近の半年間(3月～8月或いは9月～2月のいずれかの期間)に作成したケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具及び地域密着型通所介護を位置づけた割合と上記サービス毎の同一事業者の占める割合(上位3位)については別紙の通りである。

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用者からの申し込み・市町村への介護サービス計画依頼届出書提出の代行</li> <li>② 利用者、家族との面談</li> <li>③ 利用者、家族の意向を伺い解決すべき問題の方法をともに考える</li> <li>④ ケアプラン作成</li> <li>⑤ 利用者、家族の了解</li> <li>⑥ 利用者、家族の了解後、サービス事業者との調整および担当者会議を行い 連携を図る</li> <li>⑦ サービス提供</li> <li>⑧ サービス提供後の確認、以降の相談</li> </ol> |
|--|

## 4. 利用料金

(1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度からの全額給付です。

**自己負担はありません。**

\* 保険料の滞納などにより、介護保険からの給付が無い場合は、要介護度に応じて次の金額の支払いが必要になります。

月額	要介護1・2	16,124円	(特定事業所加算を含む)
	要介護3～5	19,602円	(特定事業所加算を含む)
	初回加算	3,210円	新規または2段階以上の区分変更後
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,675円	月1回限度、入院当日
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,140円	月1回限度、入院から3日以内
	退院退所加算Ⅰ1	4,815円	} 入院入所中に1回を限度
	退院退所加算Ⅰ2	6,420円	
	退院退所加算Ⅱ1	6,420円	
	退院退所加算Ⅱ2	8,025円	
	退院退所加算Ⅲ	9,630円	
	緊急時ケアフェリス加算	2,140円	
	通院時情報連携加算	535円	月1回限度
	ターミナルケアマネジメント加算	4,280円	
	医療介護連携加算	1,337円	

なお、当事業所から居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この提供書を後日、市町村役場介護保険担当課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができる場合もあります。

(2) 退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、基本報酬の算定を行うことがあります。

## 5. 当事業所の特徴など

## (1) 運営の方針

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、適切な保健福祉医療サービスや、また必要に応じて、多様な主体により提供される利用者様の日常生活全般を支援するサービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者様の立場にたって、提供される居宅サービスが特定の種類、事業所に偏らないよう公正中立なプランづくりを行う。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、関係医療機関、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。
- ⑤ 「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準」を遵守する。

## (2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅介護支援事業の提供方法および内容は次のとおりとする。

① 利用者の相談を受ける場所	利用者自宅、アゼリアガーデン2階相談室など
② 使用する課題分析表の種類	居宅サービス計画ガイドライン
③ サービス担当者会議の開催場所	利用者自宅など
④ 介護支援専門員の居宅訪問の頻度	1ヵ月に1回、ほか必要に応じて

## (3) サービス利用のために

事 項	事 柄
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください。また、事業所の都合により了解を得て変更する場合があります。
調査の方法（課題把握）	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員の研修および事例検討会等の実施や参加	介護支援専門員の専門性・資質向上を図るため、計画的に年6回以上実施します。また計画的に他法人が運営する居宅介護支援事業者との共同の事例検討会・研究会の実施・児童、障がい者、生活困窮者、難病等の高齢者以外の支援に関する知識等に関する事例検討会や研修等へ参加します。
入院した場合	入院した病院に担当介護支援専門員の氏名や事業所の連絡先をお伝えください。
医療との連携	介護支援専門員が医療系サービス利用の場合や主治医等との連携において、主治医等に意見を求めることとされていますが、その場合において後日利用者様が医療機関から情報提供に関する費用を請求される場合があります。
守秘義務の遵守	サービスを提供する上で知り得た利用者及び、その家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

## (4) サービス内容に関する苦情について

当事業所苦情等受付窓口	担当者：母体施設 老人保健施設アゼリアガーデン 事務部長（兼相談室長） 野稲貞雄 ご利用時間 8：30～17：00 ご利用方法 TEL 075-957-1112 FAX 075-957-0160
-------------	--

行政機関その他苦情受付機関

長岡京市役所 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係	受付時間：8:30～17:00（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-955-2059(直通) FAX 075-951-5410
大山崎町役場 健康課 高齢介護係	受付時間：8:30～17:15（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-956-2101(代表) FAX 075-957-4161
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係	受付時間：9:00～17:00（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-354-9090(直通) FAX 075-354-9055

## (5) 居宅介護支援事業所登録期間について

- ① 登録が切れる場合は次のとおりです
- ・死亡の場合
  - ・介護保険非該当または要支援と認定された場合
  - ・介護保険施設に入所された場合
- 以上のときは登録抹消の届を市に提出いたします。

(6) 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中に緊急の対応が必要になった場合は、家族および管理者に連絡するとともに迅速かつ適切な対応に努めます。また、万が一何らかの事故等が起こった場合は、適切な対応に努めます。

(7) 賠償責任

事業所はサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して適切な対応に努めます。

(8) 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のための措置を講じるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに管轄の地域包括支援センターに通報します。

(9) 身体拘束等の原則禁止

事業所は、サービスの提供に伴って、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(10) ハラスメント対策

事業所は、いかなるハラスメント行為に対する措置を講じます。

(11) 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(12) 衛生管理および感染症対策

事業所は、職員等の生活の保持および健康状態や事業所の設備および備品等の衛生の管理等を行うとともに、感染症の予防およびまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議、対応指針等を作成し、研修会や訓練等を定期的実施します。

6. 一般財団法人長岡記念財団の概要

名称・法人種別	一般財団法人 長岡記念財団
代表者氏名	理事長 中野 種樹
	老人保健施設アゼリアガーデン、認知症グループホーム

併設施設	ローズマリー、訪問看護ステーションアゼリア、訪問介護ステーションアゼリア、訪問看護・介護アゼリア居宅介護支援事業所、長岡京市南地域包括支援センター
------	---

以 上

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および重要事項説明書の内容を説明しました。

(事業所)

事業所名 居宅介護支援事業所アゼリア  
住 所 京都府長岡京市友岡4丁目114番地

説明者 20 年 月 日

管理者 中村 知一

私は、事業所から居宅介護支援についての契約書および重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。同時に、契約書第9条に規定する個人情報の利用に関して同意します。

住 所

利用者 代理人

20 年 月 日

(2025年4月1日改定)